

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 26 日付鳥取県告示第 74 号）の内容

（告示の内容）

- （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

入江 豊蔵	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 186
岸田 イソ	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 187
岩本 近蔵	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 188
岩本 仙蔵	〃
鳥越 愛造	〃
近藤 善六	東伯郡三朝町大字坂本字黒川北平 286
岩本 九平	東伯郡三朝町大字坂本字黒川北平 288
岩本 仲蔵	〃
岩本 林蔵	〃
近藤 善六	〃
近藤清三郎	〃
鳥越新三郎	〃
鳥越孫三郎	〃
鳥越勇治郎	〃
入江善三郎	〃
永井常治郎	東伯郡三朝町大字坂本字黒川北平 289
岩本 仲蔵	〃
近藤清三郎	〃
鳥越新三郎	〃
入江 林平	〃
入江元三郎	〃
入江善三郎	〃

山本 利平	東伯郡三朝町大字坂本字段原 513
相見 治平	〃
相見和三郎	〃
長安国三郎	〃
長安茂十郎	〃
鳥越孫三郎	〃
能見 万吉	〃
能見喜三郎	〃
能見千三郎	〃
福安亀三郎	〃
山本 善八	東伯郡三朝町大字坂本字上坪谷 665
山本 利平	〃
相見 宇吉	〃
相見 虎蔵	〃
相見 忠平	〃
長安 才吉	〃
長安 惣吉	〃
長安宇三郎	〃
長安国三郎	〃
長安茂十郎	〃
鳥越孫三郎	〃
鳥越直市郎	〃
田口 嘉七	〃
入江 為吉	〃
入江嘉吉郎	〃
入江 甚八	〃
入江 与平	〃
入江元三郎	〃
入江富十郎	〃
入江清十郎	〃
能見 万吉	〃
能見嘉十郎	〃
能見 嘉平	〃

能見喜三郎	〃
能見久治郎	〃
能見千三郎	〃
福安栄三郎	〃
相見 市蔵	東伯郡三朝町大字坂本字上坪谷 675
相見 忠平	〃
長安 才吉	〃
長安茂十郎	〃
徳丸孫十郎	〃
入江 興平	〃
入江 林平	〃
入江之三郎	〃
能見嘉十郎	〃
福安 市蔵	〃
福安亀三郎	〃
野見千三郎	〃
相見 嘉平	東伯郡三朝町大字坂本字坪谷 897
相見 虎蔵	〃
長安宇三郎	〃
安藤 長蔵	東伯郡三朝町大字坂本字坪谷 908
相見 忠平	〃
入江 喜八	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 189
谷川 吉蔵	東伯郡三朝町大字三徳字清水頭 328 の 2
谷川 初蔵	〃
津村 虎蔵	〃
津村 浅蔵	〃
津村 百蔵	〃
津村 友重	〃
津村安五郎	〃
津村定十郎	〃
津村 栄	東伯郡三朝町大字三徳字下向頭 337 の 3
岩田 熊蔵	東伯郡三朝町大字三徳字鑪鞆邸頭 815
大西 栄吉	〃

谷川 吉蔵	〃
谷川 初蔵	〃
谷川 良蔵	〃
鳥羽 直蔵	〃
津村 一恵	〃
津村 慶蔵	〃
津村 虎蔵	〃
津村 甚幸	〃
津村 浅蔵	〃
津村 友重	〃
津村安五郎	〃
津村精太郎	〃
津村定十郎	〃
渡辺 一市	〃
渡辺 賢造	〃
渡辺 新蔵	〃
渡辺市太郎	〃
武部 寿兄	〃
武部 猶一	〃
北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字奈良木 192

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課